

## <日常生活上必要な行為理由書の作成方法>

日常生活上必要な行為理由書は、通勤途中に合理的経路を逸脱・中断した場合に、当該逸脱・中断が、日用品の購入等をやむを得ない事由により行うための必要最小限度のものであることを確認する書類です（任意様式）。

この書類は被災職員が作成するものであり、逸脱・中断の経路及び距離、所要時間を明示し、記名してください。

なお、上記のほか、以下それぞれの場合に応じて次の点も明示してください。

- ① 日用品の購入の場合  
通勤途上に日用品を購入する理由、購入品名、購入店舗及び所在
- ② 教育機関等への登下校の場合  
通勤途上に登校している理由、学校名及び所在
- ③ 病院等への通院の場合  
通勤途上に病院等へ通院している理由、病院名及び所在
- ④ 選挙権の行使等の場合  
通勤途上に選挙権の行使等が必要な理由、選挙権の行使等の具体的内容（〇〇選挙等）、選挙権の行使等の場所
- ⑤ 配偶者、子、父母等の介護の場合（負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある場合）  
介護を行う相手、場所、必要性

### 日常生活上必要な行為理由書

通勤届による通常の経路を逸脱・中断した理由等は、次のとおりです。

1. 逸脱・中断の理由  
妻に依頼されていた風邪薬を購入するため。
2. 購入品名  
風邪薬〇〇ゴールド1箱
3. 購入店舗名  
〇〇薬局（〇〇町〇〇〇〇番地）
4. 逸脱・中断の経路  
通勤経路図に記載したとおり。
5. 逸脱・中断の距離及び時間  
往復約200メートル 約10分間

以上のとおり相違ないことを申し立てます。

令和〇年〇月〇日

〇〇市〇〇課  
主任主事 〇 〇 〇 〇